

消費者委員会

河上正二

消契法・特商法の成立(2)

特商法改正

東京大学教授（第4次消費者委員会委員長）

河上正二

消契法・特商法の成立(2)

特商法改正

前号では第190回国会で成立した消費者契約法改正を取り上げた。本号では引き続き特定取引法の改正について概説する（なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）。

特商法改正（分野別断的要項）

① 指定権利制の見直し

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）における分野横断的事項のうち、「答申」（2016年1月7日）では、法の規制対象の見直しとして、指定権利制を見直して、規制の後追い問題の解消のため必要な措置を講じるべきことが求められた。改正法は、商品・役務・権利の三分類を基本的に維持することとしたが（その理由は必ずしも明らかでない）、「権利」と称される問題商品のはとんとは、「役務」を含むものとして規制対象に含まれることを解説上明らかにした上で、「特定権利」として施設利用など既存の指定権利のほか、「社債その他の金銭債権」、会社の「株式」「社員福利」「社員詩う権等」を明文で掲げた（改正法3条4項）。指定権利制廃止に比べると、いささかわかりにくい構造であるが、これによって、少なくとも現在問題となっている「権利」と称される問題商品に対して隙間なく対応できると期待されている（衆議院附帯決議（一）、参議院附帯決議（一）の検討要請も参照）。

2. 不招請勧誘規制

「答申」では、最大の論点であった勧誘対策における「事前拒絶者に対する直接勧誘の規制」の問題については、さしあたり、不招請勧誘禁止規制は断念され、法執行の強化、自主規制の強化、相談体制等の強化・充実、情報共有・連携の促進、高齢者被害対策の強化、消費者教育の推進などによって対応し、その状況を見守ることとされた。当面、これら複数の取組みが積極的に推進されることで、特商法の目的達成に向かう着実な取組みが期待される。もっとも、すで

に存在する再勧誘禁止の趣旨から考えても、消費者が、「予め、明示的に」勧誘を拒絶している場合に、なお直接勧説が許されるべきであるとの論調は乏しく、これを正当化することは困難であるように思われる。現に、再勧誘禁止等の規制によっては十分な効果を上げることができます。問題が多発していることは明らかと思われるが、今少し、具体的な分析と行為規制抜粋による事業活動への影響について、今後、業界の実情を踏まえた検討が必要であるが、遠やかな政令指定が望まれる。なお、継続性のない1回だけの施術などに固しても多くの問題事例があることを考えると、このように限られた局面だけでの対応のみで十分かは疑問であり、そのような事案については、消費者契約法あるいは医療法での対応が必要となる。

② 訪問販売開運

訪問販売開運では、アポイントメントセールスにおける来訪要請方法の問題がある。現在は政令で指定された来訪要請方法のみを規制対象としているが、勧誘目的を告げない来訪要請でも、住居訪問以外における対面での要請やSNSによる要請などを政令で追加規定することの妥否が論じられてきた。悪質事業者による呼出行為には常に一定の危険性がつきまとが、規制の必要な「引き込み」をどのように画すのが課題である。また、改正法は、取消後の清算について消費者契約法と同様、現存利益の返還に足りるものとした（改正法9条5項）。

2. 通信販売・電話勧誘販売開運

通信販売開運の論点においては、民事の取扱いに係する被害回復措置が必要ではないかとの意見が多く、必要に応じた検討が求められている。引き続きの課題である。PAX広告に関する規制の導入に関する39条の2、訪問購入に関する58条の15の2、それらについての指示命令等の徹底した公表義務（7条2項・8条の2第2項・14条3項・4項・15条の2第2項・22条2項・23条の2第2項・38条5項・6項・39条の2第

が、ファクシミリ広告にも拡張された（オブトイン規制）。また、電話勧説売上における規制では、現在、訪問販売で導入されている過量販売解除機能が適用対象となっていないかったが、これをどう考えるかも問題となっていた。「答申」では、過量販売等の要件の明確化に留意した上で規制導入の方向で検討するものとされ、その結果、改正法22条4項に、過量販売の契約解除機能が導入された（無論、消費者にその取りを必要とする特別な事情がある場合は除かれる）。

3. 特定総統的後務提供開運

特定総統的後務提供に関連して、特に議論されたのは「美容医療契約」についてである。美容医療契約のうち、特に役務が継続的に提供されるものについては、特定総統的後務提供として規制すべく、これを政令指定することに意見の一致がある。具徴的に範囲をどう画すかについて、今後、業界の実情を踏まえた検討が必要であるが、遠やかな政令指定が望まれる。なお、継続性のない1回だけの施術などに固しても多くの問題事例があることを考えると、このように限られた局面だけでの対応のみで十分かは疑問であり、そのような事案については、消費者契約法あるいは医療法での対応が必要となる。

③ 執行規則

「答申」では特商法の執行上の課題として、①業務停止命令を受けた事業者の役員等が新たに別法人で同種の事業を行なうこと等を禁止すべき必要な法律上の措置を講じるべきこと、②業務停止命令の期間を現行の最長1年から長期化できるようにすること、③報告収集・立入検査等の対象範囲の拡張（密接関係者など）、④施行強化に向けた課題では、所在地が不明な違反事業者に対し、公示送達による取扱地分に関する規制を整備すること、⑤抑止力として機能するよう罰則を引き上げ、行政処分を行うことができることとし、違反した場合には、個人は6ヵ月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金が科されるものとした（71条）。この消費者利益を保護するためには「必要な措置」（7条・14条・22条・38条・56条・58条の12参照）に、計画的な返金実施等の指示も含まれるとすれば、消費者個人の被害回復にも繋がる制度となる。経済府所長の新たな役割を考える動きといえよう。

なお、広域連携による都道府県知事による行政処分の効力の拡張については、体制の充実等の観点からさらに検討を深めることが必要とされている。また、新たな技術・サービスの発達・普及に因應して、⑥インターネットやレンタルオフィス、バーチャルオフィスなどの違反事業者の所在地が特定できない場合に備え、特商法開通規定期として公示送達制度を設けることも実現した（改正法66条の5）。

IV 刑事罪など

今回の特商法の改正で、行政的規制措置や刑罰の部分で注目すべき進展があつたことに、改めて注意を喚起しておきたい。すなわち、①次々と法を立ち上げて違反行為を防ぐよう、無責任な事業者に対する業務停止を命じられた法人の取締役や同等の支配力を有すると認められる者等に停止範囲内の業務を新たに法人を設立して継続することを禁じ、これに違反した場合、個人に3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人に3億円以下の罰金を科し（改正法8条の2第1項・70条1項2号）、②行政監査権を強化して質問権を追加し、違反や忌避に対する個人に6ヵ月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人に100万円以下の罰金が科せられる（66条1項・71条3号）。さらには、③不実告知に対する法への罰金を300万円以下から1億円以下、業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年にそれぞれ引き上げ（70条・74条）、業務停止命令を受けたような悪質な処分事業者に対する消費着利益を保護するための必要な措置を指示することができるとともに、違反した場合には、個人は6ヵ月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金が科されるものとした（71条）。この消費者利益を保護するためには「必要な措置」（7条・14条・22条・38条・56条・58条の12参照）に、計画的な返金実施等の指示も含まれるとすれば、消費者個人の被害回復にも繋がる制度となる。経済府所長の新たな役割を考える動きといえよう。

各業務についての業務フローの検証、府内有識者会議等におけるテレビ会議を活用した討議とともに、2回にわたり徳島県に試験的に滞在し、ICTの活用等による業務の討議、徳島県の消費者行政の実情把握、働き方改革の視点からの検証を行った。その結果、徳島県における消費者教育、倫理的消費に関する熱心な取組及び、消費者行政の取組に対する強い意欲が確認され、県との連携により、先駆的な施策推進を図るために「実証フィールド」を確保することについては、行政、事業者、学術機関等の継続的協力を得て実証に基づく政策の分析・研究機能の強化に寄与する可能性がみられた。他方、現時点では、政府内の各府省共通のテレビ会議システムが整備されておらず、徳島県から東京や全国へのアクセス面の課題もあるなか、これまで消費者庁が行ってきた国会対応、危機管理、法執行、消費者行政の司令塔機能、制度整備等の業務については、迅速性、効率性、関係者との日常的な関係の構築等の点で多くの課題が明らかとなり、テレビ会議実証研究・分析のフィールドとして徳島を捉え、地域の協力を得つつ、從来の消費者庁において十分でなかった調査・研究部門を補完するものとして、徳島オフィスを創設し、消費者行政の発展・創造の拠点とする方向性が模索させていた。消費者行政新未来創造オフィス（以下「徳島オフィス」）を創設することに関する点に統一感があったが、今後の消費者庁の機能の維持・強化・進化についても、徳島オフィスを創設し、消費者行政の発展・創造の拠点として徳島を捉え、地域の協力を得つつ、徳島オフィス構想も、他の地域との公平性の観点を踏まえ、今後の消費者庁のこれまでの活動を維持することを期待し、この点に限っての意見表明となつた。もちろん、国民の税金を投入する以上、徳島オフィス構想も、他の地域との公平性の観点を踏まえ、消費者庁・国民生活センターのこれまでの活動を維持・強化させ、地域の特性をいかした新たな課題に挑戦するものとして意義あるものになる必要がある。そこで、①その得るべき成果については、一定の目標を設定し、その実効性確保に努める必要があり、②消費者委員会としても、その成果についての定期的報告を受け、③（費用対効果を含めた）客観的検証に努め、必要に応じて意見を述べることとしている。

〔Ⅰ〕 府等の徳島移転問題に關し、内閣府消費者委員会は、平成28年8月23日「消費者行政等における各種試行を行った今後の取組に關する意見」を発表した。それは、消費者庁が打ち出した、「消費者行政新未来創造オフィス」（以下「徳島オフィス」）を創設することに関する重要な事項」並びに「消費者行政の基本的な政策に關する重要な事項」に関する意見である。

〔Ⅱ〕 言うまでもなく内閣府消費者委員会の主要任務の1つは、「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に關する重要な事項」に関する意見である（設置法6条2項1号イ・ロ）。その意味では、消費者政策の司令塔となるべき消費者庁や、国民生活に関する情報提供・調査研究・紛争解決手段の実施を目的とする国民生活センター（センター法3条）の活動の在り方や拠点をどこに据えるかという問題は、消費者委員会としても重大な関心事であり、この間、消費者団体などからも、消費者庁等の全面移転を要望する数多くの意見書も受け取ってきた。

〔Ⅲ〕 他方、消費者委員会としては、同じ第三者機関である「まち・ひと・しごと創生本部」での審議や、これを受けた消費者担当大臣の意向や、課題の洗い出しがそのための試行作業を行っている過程で、横からの意見表明は控えるべきものと考え、試行結果があら程度明らかになるまで、事態を注視する方針が採られた。この度の意見は、消費者庁・国民生活センターにおける、比較的長期の試行作業を実施し、その結果がある程度明らかになるとことを受け、消費者庁・国民生活センターから、試行結果についてのアーリングを実施した結果である。第23回消費者委員会本会議（8月23日）でのヒアリング報告は、ま

ち・ひと・しごと創生本部に、そのまま伝えられた模様である。

〔Ⅳ〕 ヒアリングでは、少なくとも現時点では、両機関ともに徳島への移転について、なお克服されるべき課題が多いことが示され、むしろ、新たな実証研究・分析のフィールドとして徳島を捉え、地域の協力を得つつ、從来の消費者庁において十分でなかった調査・研究部門を補完するものとして、徳島オフィスを創設し、消費者行政の発展・創造の拠点とする方向性が模索させていた。消費者行政新未来創造オフィス構想も、他の地域との公平性の観点を踏まえ、今後の消費者庁の機能の維持・強化・進化につながることを期待し、この点に限っての意見表明となつた。もちろん、国民の税金を投入する以上、徳島オフィス構想も、他の地域との公平性の観点を踏まえ、消費者庁・国民生活センターのこれまでの活動を維持・強化させ、地域の特性をいかした新たな課題に挑戦するものとして意義あるものになる必要がある。そこで、①その得るべき成果については、一定の目標を設定し、その実効性確保に努める必要があり、②消費者委員会としても、その成果についての定期的報告を受け、③（費用対効果を含めた）客観的検証に努め、必要に応じて意見を述べることとしている。

〔Ⅴ〕 これまでの経緯を簡単に振り返っておこう。

〔Ⅵ〕 まち・ひと・しごと創生本部では「まち・ひと・しごと創生会議」（平成26年12月27日開議決定）に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転につき検討を行い、本年3月22日には、「政府関係機関移転基本方針」を決定し、道府県等からの提案を踏まえて検討を行うという形で進められた。消費者庁の移転候補地として名乗りを上げたのが徳島県であり、これは、同県知事の強い熱意による。この提案を正面から受け止めた河野太郎前消費者担当大臣の指示により、消費者庁は、ま

各業務についての業務フローの検証、府内有識者会議

システムの活用が適切である一方、重要な件で、相手の反応の機微等を読み取り、その場で筋道変更に合意形成を行うことが必要な場面では、テレビ会議にならないものも少なくない」と総括している。

〔VII〕

また、9月1日決定の基本的方向性は、「徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィスを置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。徳島県及び周辺（関西、中国・四国）地域の協力を得て、全国の都道府県及び消費者の利益に資する高い成果を創り出すことで、新たな人の流れを生み出すとともに、消費者行政を進化させ、それにより地方創生への貢献を目指す。これまで行ってきた重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う」というものである。具体的取組としては、①「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成29年度において、同オフィス開設のために必要な機関定員や予算を確保すべく、調整を進める。②「国民生活センター」においては、徳島県において、主として関西、中国・四国地方の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島県を実証の研修も実施し、平成29年度において、同オフィス開設のために必要な機関定員や予算を確保すべく、調整を進める。③「国民生活センター」においては、徳島県において、主として関西、中国・四国地方の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島県を実証の研修も実施し、平成29年度において、同オフィルドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。④本取組は、徳島オフィスの通常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。本設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。⑤消費者委員会については、消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行い、3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる、とされ、8月23日の消費者委員会意見にはほぼ対応したものとなってい

る。

消費者庁は、来年度の概算要求に徳島オフィス設置のための予算（7億2000万円）を盛り込んだ。この取組が、しっかりと目標設定の下で成果を上げ、今後の消費者行政の進展につながることを期待した。

v.